

第16章 救急救助計画

(趣 旨)

この計画は、通常災害又は非常災害時にあたり、生命、身体が危険な状態にある者に対して救急又は救助が迅速適切に行われるよう必要な事項を定める。

なお、集団救急救助事故発生時の救急救助活動要領については、この章に定めるほか別に定める。

第1節 出 動

(救急救助出動)

第1 救急救助出動基準

この基準は、第10章第1節に定める災害種別毎の出動基準を準用するものとする。

区 分	内 容
第1出動	平常時の勤務体制で防ぎよ活動できる災害をいう。
第2出動	(1) 救急出動によってPA連携(応援含む)が必要なとき。 (2) 負傷者が2名以上で救急隊の増強が必要なとき。 (3) 救助隊の応援又は増強が必要なとき。 (4) 第2出動では災害終息が困難であり、部隊の増強が必要であると判断したとき。
第3出動	(1) 負傷者多数で隊員の増強が必要なとき。 (2) 車両機械器具の増強が必要なとき。 (3) 第2出動では災害終息が困難であり、部隊の増強が必要であると判断したとき。
特命出動	消防長が特に必要と判断したとき。

2 消防署長は、大規模な救急、救助事故が発生した場合は、前項の規定にかかわらず必要とする隊を編成し、出場させることができる。

第2節 非常召集

(非常召集)

第1 救急救助活動の対象が大規模となった場合又は、そのおそれが見込まれる場合は、消防職員を召集し救急救助活動の体制強化を図る。

召 集 基 準		召 集 範 囲	
区 分	状 況	消 防 本 部	消 防 署
1号召集	第2出動が指令されたとき。	消防長が必要と認める人員	消防署長が必要と認める人員
2号召集	第3出動が指令されたとき。	全職員	全職員
特命出動	消防長が特に必要と認める場合。	全職員	全職員

2 1号召集で消防署長が必要と認める人員には、第9章第2節第1に定める警防員の召集を含むものとする。

3 召集方法及び召集場所は、第9章「職員の参集、召集計画」に基づくものとする。

(警防体制の強化)

第2 2号召集以上において、消防長又は消防署長が必要と認めた場合は、特別警防体制を図るものとする。

第3節 通信統制

(通信統制)

第1 非常災害時においては、通信の混乱が予想されるので消防署長は必要に応じて通信指令室に対し、周波数の割当等による通信統制を要請する。

第4節 医療機関との連携

(協力体制等)

第1 災害又は事故等により傷病者が発生した場合は、円滑な救急救助活動を行うため、事前に医療機関と次のことについて緊密な協力体制を確保する。

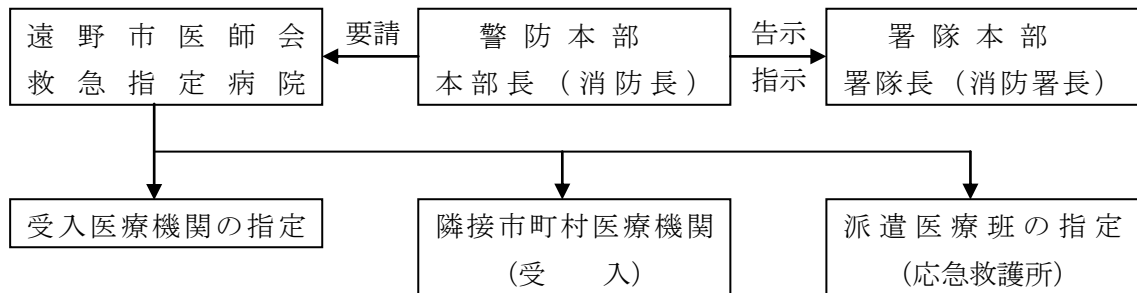
(1) 通常災害時

指令室員は、医療機関に対して負傷者の収容可否、宿日直医師の確認及びその他必要事項について確認する。

(2) 非常災害時

非常災害時には、多数傷病者が発生することが予想されるので、医療機関の負傷者受入体制に併せて、災害現場への医師及び医療班の派遣を要請する。

ア 医療機関との連絡系統



イ 要請

要請は、遠野市医師会を通じて行うものとし次のことを明確に連絡しなければならない。

- (ア) 災害事故発生場所
- (イ) 災害事故種別
- (ウ) 負傷者の概数と傷病程度
- (エ) 借上担架、車両数
- (オ) 救急救護所の設置場所
- (カ) その他必要事項

ウ 医療班の要請

消防長は、現場指揮本部の状況報告により、負傷者多数のため救急搬送のみでは対応し得な

いと判断される場合は、速やかに医師会に対して医療班の現場への要請を行い救急救助活動の円滑な推進を図る。

エ 応急救護所の設定

応急救護所は、負傷者多数のため負傷者を臨時に収容し救急医療を実施する。応急救護所の開設要件は、次による。

- (ア) 負傷者の搬送に便利であること。
- (イ) 救急医療を行うのに必要な広さを有していること。
- (ウ) 水道、電気、湯沸設備等の施設があること。
- (エ) 負傷者搬送車両を収容できる駐車場等の広場を有していること。

オ 運用事項

遠野市災害対策本部が設置された場合は、遠野市地域防災計画の救助計画による。

第5節 初動医療体制

(医療品等の調達)

第1 医療品等の調達は、遠野市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）で定める各号のとおりとする。

(1) 医療品及び医療資器材の調達

負傷者多数の応急手当に必要な医療品及び医療資器材の確保は、市防災計画第3章第15節第3の5「医療品及び医療資器材の調達」によるものとする。

(2) 傷病者の搬送体制

傷病者の搬送を必要とする場合は、市防災計画第3章第15節第4に定める、負傷者の搬送体制によるものとする。

(3) 実施機関（責任者）

担 当 課	電 話 番 号	備 考
健康福祉部医療救護班	0198-62-5111	健康福祉の里

第6節 行方不明者等の搜索

(行方不明者等の搜索)

第1 行方不明者又は遺体の搜索を行う場合は、市防災計画第3章第21節に定める、行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬計画に基づいて行うものとする。